

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月28日
【事業年度】	第49期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社 新川
【英訳名】	SHINKAWA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上原 宏一
【本店の所在の場所】	東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1
【電話番号】	042（560）1231（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 田辺 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1
【電話番号】	042（560）1231（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 田辺 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第49期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(6) <略>

(7) 株主総会の特別決議要件

<略>

（訂正後）

(1) ～(6) <略>

(7) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるように、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

<略>